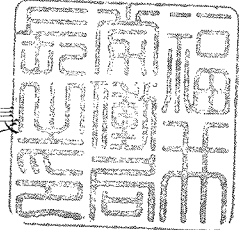


福井労発基 0701 第2号  
令和元年7月1日

公益社団法人福井県労働基準協会 会長 殿

福井労働局長



「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」の実施について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内における労働災害による死亡者数は関係各位の御尽力により着実に減少し、平成29年には過去最少の5人であったものの、昨年は倍増し10人の尊い命が労働災害で失われ、本年は、前年同時期が2人であったところ、既に9人が労働災害で死亡しており、危機的な状況にあります。

この急増する死亡災害に歯止めをかけるため、今般、当局においては、本年7月1日から8月31日までの期間を「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」と定め、より一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしました。

つきましては、貴職におかれては、安全・安心な職場の実現は、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらすことを踏まえ、本強化期間中、災害防止団体として別添要綱に基づき災害防止活動を実施していただくとともに、会員事業場等に対し、別添要綱の実施事項及び具体的取組事項を周知していただきますようお願いいたします。

また、貴職が「福井労働局 労働災害多発緊急対策強化期間」に基づき計画した事項について、令和元年7月19日(金)までに、実施した事項について、令和元年9月9日(月)までに当局健康安全課まで任意様式にて報告いただきますようお願い申し上げます。

